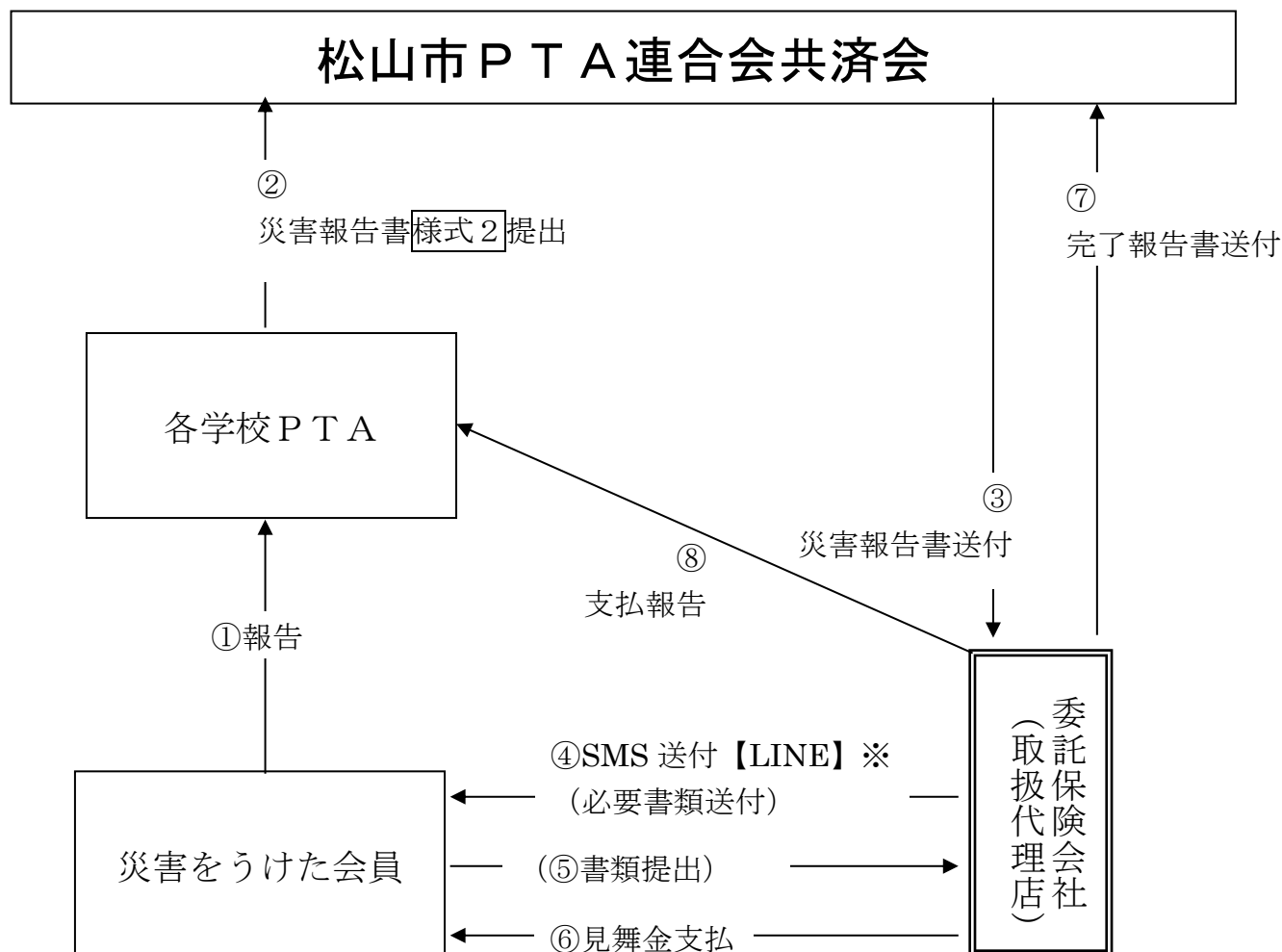


# 松山市PTA共済会 見舞金請求の流れ(傷害見舞金請求)

※PTA活動中のケガの場合(食中毒・熱中症含む)



※LINEの保険金請求対象となる方(書類のご提出を省略できる方)

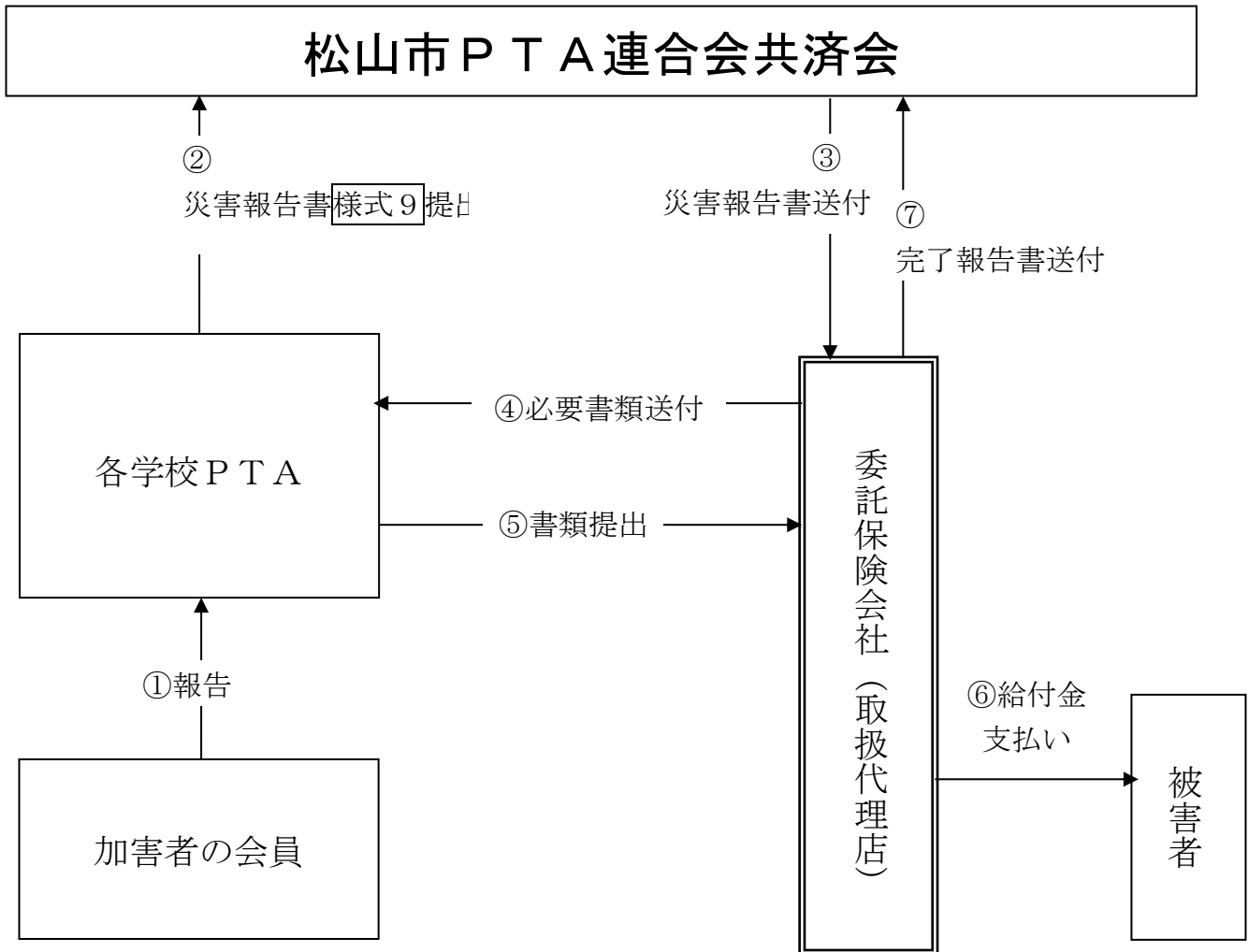
- ・保険金のお支払い額が30万円以下であること
- ・被保険者本人と直接ご連絡が可能で、ご本人口座への保険金支払いができること

## PTA活動中に傷害事故が発生したら

- ①直ちに各学校PTA会長に連絡し、PTA共済会への手続きについて相談してください。
- ②30日以内に「災害報告書」様式2と、災害発生時の行事計画書、または案内状(学校名・PTA会長名等を記載)を提出してください。
- ③PTA共済会は、災害報告書を代理店に送付します。
- ④委託保険会社が、会員にご連絡のうえ、SMSを送付します。  
(LINE了承不可・LINE請求対象外の場合は必要書類を送付します)
- ⑤完治後、保険会社へ必要書類を送付してください。(LINE請求の場合は不要)
- ⑥見舞金は、委託保険会社から送金します。
- ⑦代理店から、PTA共済会に完了報告書を送付します。
- ⑧代理店より各学校PTAへ見舞金の支払報告書を送付します。

# 松山市PTA共済会 見舞金請求の流れ(賠償責任給付金請求)

※PTA活動中に、第三者に対する損害を与え賠償が必要な場合



## PTA活動中に賠償事故が発生したら

- ①直ちに各学校PTA会長に連絡し、PTA共済会への手続きについて相談してください。
- ②30日以内に「災害報告書」様式9と、災害発生時の行事計画書、または案内状(学校名・PTA会長名等を記載)を提出してください。
- ③PTA共済会は、災害報告書を代理店に送付します。
- ④委託保険会社が、各学校PTAへ必要書類を送付します。
- ⑤各学校PTAは保険会社へ必要書類を送付してください。
- ⑥給付金は、委託保険会社から送金します。
- ⑦委託保険会社から、PTA共済会に完了報告書を送付します。